

青申情報



山形市大手町2番45号
TEL 641-4620
URL <http://www.yamagata-airo.com/>

山形青色申告会

(非売品) 発行責任者 佐藤清美

消費税インボイス発行事業者 説明会

9月21日(木)午前10時より山形青色申告会館を会場に消費税インボイス発行事業者説明会を開催し、43名の出席があった。10月1日からインボイス制度が開始している。当会では、昨年は6月より毎月開催、今年度は7月に1回開催し、毎回定員いっぱいの出席があった。当会を通し、多数の登録申請があり、消費税の課税事業者が増加する。確定申告期間の消費税確定申告書作成に時間を多くとられることになるが、できるだけ短縮になるよう消費税課税事業者のご協力をお願いしたい。

次回は10月19日(木)午前10時より、山形青色申告会館を会場に開催予定である。

定員は30名

となる。

別紙をご覧

いただきたい。



令和5年10月1日 第212号



抽選会では、日用品やビール券、1等は旅行券などが賞品として準備され、それぞれのテーブルで当選者が出るたび歓声があがった。

当日の山形市内は日本海の低気圧や前線の影響で大気の状態が非常に不安定で一日中雨模様のあいにくの天気ではあったが、令和元年以来、4年ぶりの開催とあって、大いに盛り上がった。



壮 年 部

—第28回定時総会—

8月23日(木)午後6時より山形七日町ワシントンホテル9階を会場に、部員13名、事務局1名が出席し、第28回定時総会を開催した。

コロナ禍の影響で、令和2年より令和4年までは書面での開催だったが、コロナが5類に移行したということで、4年ぶりの対面での開催となった。

議事はすべて原案通り承認可決し、任期満了に伴う役員改選の件では、理事の鈴木文雄氏が辞任した。部長には鬼澤義昭氏、副部長に菅原正昭氏、監事に新目昌義氏が就任した。

令和5年度の事業活動は、コロナ禍以前に戻す予定である。部員数は19名となった。



会員交流ビアパーティー

7月19日(水)午後6時よりホテルキャッスル2階「弥生」を会場に、役職員、会員33名が出席し、会員交流ビアパーティーを開催した。

佐藤会長から挨拶があり、大沼前会長からは、退任後皆様にお礼をする機会がなかったので、9年間の在任期間を振り返りご支援いただいた役職員、会員に挨拶いただいた。

乾杯のご発声は、奥山県議会議員より、4月に行われた県議会議員選挙のお礼と、最近の県政を少しお話いただき、出席者一堂にジョッキを高く掲げた。

株式会社山形青色申告会館 —第 50 期株主総会—

9 月 26 日（水）午前 10 時より山形青色申告会館を会場に株式会社山形青色申告会館第 50 期株主総会が 4 年ぶりに対面で開催された。出席者は 58 名（他委任状出席者 132 名）、出席者株式総数は 6,148 株で、発行済株式数 8,000 株の過半数を超えたため、総会の定足数を満たし、適法に成立した。

上程された議案はすべて原案通り承認決定した。第 3 号議案の役員辞任に伴う補充の件では、取締役大沼元一氏、佐藤栄一氏、原田耕作氏、阿部誠治郎氏、長谷部光子氏の 5 名が辞任し、新たに佐藤清美氏、鬼澤義昭氏、稲毛美紀子氏の 3 名が就任した。監査役は庄司平吉氏が辞任した。他の取締役 2 名、監査役 1 名は留任となった。



青 申 学 校



11 月 15 日（水）午後 3 時より、ホテルキャッスルを会場に「青申学校」を 5 年ぶりに開催する。「青申学校」は、山形青色申告会連合会（山形税務署管内の各会）が主催し、国税庁が 税を考える週間中（11/11～17）に開催しており、令和元年は山形県で東北ブロック大会を開催したため中止、令和 2 年から 4 年まではコロナ禍で中止していた。講師は、山形税務署長佐藤秀春氏、山形大学理事・副学長の根本建二氏をお迎えする予定である。詳しくは別紙の受講案内をご覧ください。

労働保険事務組合



会員事業所の労働保険に関する様々な事務処理や手続きのお手伝いを行っております。お手伝いできる内容は下記のとおりです。

委託できる事業主



常時使用する労働者数が下記に該当する、当会の会員または準会員事業所です

- 金融・保険・不動産・小売業：50 人以下
- 卸売・サービス業：100 人以下
- その他の事業：300 人以下

事務の範囲



- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事務所設置届の提出等に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（個人番号関係事務を含む。）
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

事務処理委託のメリット



- ①労働保険料等の申告・納付等の事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- ②通常では労働保険に加入することができない中小事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。
- ③労働保険料の額にかかわらず、3 回に分割して納付できます。

●お問い合わせ●

労働保険事務組合山形青色申告会
（担当：北村朝美・鈴木梢子）